

平成 25 年 10 月 28 日

株主各位

東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号
日本精工株式会社
代表執行役社長 大塚紀男

第 153 期中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととご拝察申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、第 153 期（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の中間配当について、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

当社定款第 33 条の規定にもとづき、平成 25 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

1. 中間配当金……………1 株につき金 7 円
2. 支払請求権の効力発生日
並びに支払開始日……………平成 25 年 12 月 3 日（火）

以 上

中間配当金関係の書類は、「第 153 期中間報告書」と共にきたる 12 月 2 日に、お届け先住所あてにお送りする予定です。